

一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年 1月30日

京都地方税機構

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
京都地方税機構事務局課税課（仮称）及び申告センター整備工事 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり。
- (3) 工事期間
契約日から平成24年3月9日（金）まで
- (4) 工事場所
京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2
京都府庁西別館4階 京都地方税機構事務局事務室

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都地方税機構 事務局 総務課（京都府庁旧本館2階）
電話番号 (075) 414-4499
ファックス (075) 411-1551
- (2) 入札説明書の交付期間
入札公告日の翌日から平成24年2月7日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
交付期間中の、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に交付を受けること。

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
 - ア 京都府又は府内市町村における地方税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

- エ 都道府県若しくは市町村において、同様の事業を実施した実績を有しない者
 - オ 京都府内に営業所等の設置をしていない者
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府又は府内市町村の指名競争入札について指名停止とされていない者であること
- (3) その他入札説明書において示す条件を満たす者であること

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間 入札公告日の翌日から平成24年2月7日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 交付場所 2の(1)に同じ

ウ 交付方法

交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。郵送による交付は行わない。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。郵送による提出は認めない。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- ① 法人にあつては商業登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等
- ② 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書（別記第2号様式）
- ③ 消費税及び地方消費税納税証明書
- ④ 営業経歴書及び営業実績調書（別記第3号様式）
- ⑤ 法人にあつては財務諸表（貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し
- ⑥ 取引使用印鑑届（別記第4号様式）
- ⑦ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記第5号様式）及び受任者の身分証明書

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について参加資格があると認定された者は、京都地方税機構事務局課税課（仮称）及び申告センター整備工事に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から平成24年3月31日までとする。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3及び4の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると広域連合長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他広域連合長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を

妨げた者

オ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年2月10日(金) 午後1時30分～

イ 場所 京都地方税機構 事務局 会議室(京都府庁旧本館2階)

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都地方税機構会計規則(以下「規則」という。)第112条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

12 入札保証金

入札金額の100分の5の額を徴収する。

ただし京都地方税機構会計規則第114条第2項第2号の規定に該当する場合は免除とする。

また、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

13 契約保証金

契約金額の100分の10の額を徴収する。

ただし京都地方税機構会計規則第127条第2項第3号の規定に該当する場合は免除とする。

14 その他

(1) 1から13までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

15 お問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都地方税機構 事務局 総務課

電話 (075) 414-4499

ファックス (075) 411-1551

メール kyoto-zeimukyodo@zeimukyodoka.jp